

# 豊見城市歴史民俗資料展示室新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

令和2年5月20日

施設名称：豊見城市歴史民俗資料展示室  
種類：展示施設（博物館類似施設）  
代表者名：文化課長 高良 均

本ガイドラインは本市の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する豊見城市の基本方針」（令和2年5月8日）及び「新型コロナウイルス感染症 沖縄県休業要請一部解除に伴う豊見城市の対応について」（令和2年5月14日）に基づき、沖縄県の「沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」及び「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、次のとおり策定します。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染拡大の動向を踏まえ、必要に応じて適宜改定します。

## 1. 基本的な感染予防対策（共通事項）

### （1）基本的な対策

- ①職員については、体調管理に努めるとともに出勤前に検温し37.5度以上の発熱や風邪の症状、倦怠感等の体調不良がないことを確認のうえ出勤します。なお、体調不良の場合は他の職員へ連絡の上、自宅待機とします。
- ②職員については、マスクを着用のうえ、こまめな手洗い（消毒等）を行います。
- ③普段から手に触れる部分（ドアノブ・カウンター・椅子など）を中心に次亜塩素酸系消毒液又はアルコール製剤等を用いて、毎日2回を目途に施設内（事務所を含む）の清掃を行います。
- ④展示室の入口に手指の消毒設備を設置します。
- ⑤感染したものが展示室を利用した事実が判明した場合は一時休室とし、保健所の指導に従い消毒等を行います。また他機関と連携のうえ、当該感染者の個人情報の保護に留意し来室日等を公表します。

### （2）入室者整理の方法

- ①密にならないための対策として、必要に応じて入室者の制限を実施します。
  - ・展示室へ同時に入室する人数を10名までに制限します。
  - ・展示室への滞在時間は1時間程度を目安とします。
  - ・混雑を避けるため、団体での見学は事前の日時予約の推奨を周知します。
- ②発熱等の症状のある方の入室制限方法として、過去2週間以内に感染が拡大している国（外務省による渡航中止勧告の対象となっている国）又は地域（緊急事態宣言が発令されている地域）へ訪問したことがある場合は来室しないよう、来室前に次の健康状態である場合は、入室を控えるよう注意喚起を徹底します。

- ・ 37.5 度以上の発熱があった場合
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）又は強いだるさがある場合
- ・ 平熱比 + 1 度超過した場合
- ・ 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

③来室者又は職員に感染者が発生した際、注意喚起を行う必要があることから、来室者の氏名及び緊急連絡先等を記入する記録票を作成する。

- ・ 事前に記録票作成・使用の目的を周知する。
- ・ 記録票へは上記②の 4 項目を確認する欄を設け、1 つでも当てはまる方へは入室を控えてもらう。
- ・ 上記②の 4 項目が確認できる状況で、記入に協力いただけない場合は、入室をお断りします。

④その他感染拡大予防策

- ・ 展示品の特性上、アルコール製剤等を用いての消毒清掃が難しい物品もあるため、展示品へ触れることがないように周知を徹底します。
- ・ 手を触れることができる展示品（ハンズオン展示）は展示しないことを原則とします。
- ・ パンフレット等の配布物は据え置きでの配布とします。

(3) 対人距離を確保する対策

- ①接触感染対策として、見学する際は対人距離（2 m 程度）を確保できるよう、床にフロアマーカ一等を表示します。
- ②接触機会を制限できるよう、明確な順路の表示を行います。
- ③展示解説等は必要最小限で行い、その際も最低 1 m 程度の間隔で行います。
- ④映像資料の視聴スペースについては、設置するイス間の距離を最低 1 m 程度とします。
- ⑤受付カウンターには、アクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、飛沫感染の予防に取り組みます。

(4) 展示室内の換気対策

- ①機械換気による換気を常時実施します。また必要に応じて、窓を開ける等の自然換気を行います。

(5) 設備・物品等の消毒対策

- ①室内に配備している物品（リモコン等）および車椅子などの貸し出し物品は使用后・返却後にアルコール製剤等での消毒清掃を行います。

(6) その他の感染拡大予防策

- ①来室者及び文化課職員に対して、次のことを広報及び周知していきます。
  - ・ 身体的距離（フィジカルディスタンス）確保の徹底
  - ・ 手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットの実践
  - ・ 健康管理の徹底
  - ・ 差別防止の徹底
  - ・ 本ガイドラインを踏まえた現場の対応方針の徹底

## (7) 管理委託事業者との連携

- ①展示室は土・日曜日の施設管理を豊見城市シルバー人材センターへ委託している。事業者へは原則として(1)～(6)までの対応を行ってもらうが、基本的に1名での業務となるため、消毒清掃の範囲をドアノブやカウンター等の接触機会の多い部分を中心に行ってもらう。
- ②勤務した方に(2)②の症状があった場合、事業者側と相互に連絡を取り情報の共有を図る。

## 2. 業種や施設の種別ごとの感染予防対策

### (1) 文化講座等行事の開催

- ①文化講座等の行事を開催する場合は、感染防止を図るため、ICTを活用した行事開催の検討、次亜塩素酸系消毒液またはアルコール製剤の設置、参加者同士の距離を最低1m(できるだけ2mを目安に)確保できるよう席等の配置及び開始前に次の健康状態にある場合は、参加を控えるよう注意喚起を徹底します。

- ・37.5度以上の発熱があった場合
- ・息苦しさ(呼吸困難)又は強いだるさがある場合
- ・平熱比+1度超過した場合
- ・軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

### (2) 文化課職員と来室者との接触する場面を極力少なくするための措置

- ①上記1の基本的な感染症予防対策(共通対策)を徹底します。